

住宅・建築施策に関する提言

良好な住宅の供給及び管理体制の整備等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 住宅及び建築物の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修工事に係る財政措置を充実すること。

また、住宅・建築物安全ストック形成事業における住宅耐震改修の上乗せ補助の代替措置を講じること。

2. 地域住民の安全確保等の観点から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に係る財政措置を充実するとともに、都市自治体の空き家等の有効活用に資する施策を積極的に支援すること。

また、土地や家屋の所有者を明確にするため、引き続き対策を検討すること。